

茨木市識字施策推進指針

茨

木

市

はじめに	1
1 識字の概念	2
2 推進指針の策定にあたって	3
3 基本認識	
(1) 世界・日本・大阪府	4
(2) 茨木市の現状	5
同和地区での識字	
社会教育施設等での識字	
4 識字施策の基本方向	7
(1) 同和問題と識字	7
(2) 在日外国人問題と識字	8
(3) 障害者問題と識字	9
(4) 識字指導者養成と学習方法の確立	10
(5) 識字ネットワーク形成	10
5 今後の課題	11
(1) 生涯学習と識字	11
(2) 啓発活動と識字活動の推進	12
◆茨木市識字推進委員会設置要綱	14

はじめに

「読み書きできずに65年

「識字に入つてまる5年

自分で書けたうれしさよ」

「歳老いて 字を学ぶ 喜びの日 それは識字の日」

これらは、本市識字学級生の作品です。識字とは、文字どおり字を識ることであり、この反対の言葉として、字を識らないことを非識字といいます。文字の読み書きに不自由することは、日常生活を送るうえで、たいへん不便なことであり、人間としての尊厳を奪われ基本的人権をも侵される重大な問題です。だからこそ、文字の読み書きができるようになることは、人と人、人と社会をつなぐ大切なコミュニケーションの手段でもあり、喜びでもあります。このことは、識字学級生の作品からも強く伝わってきます。

現在でも、差別や貧困のため、また障害を理由として教育の機会から疎外された人々、在日外国人、海外からの帰国者等、文字の読み書きに不自由する人々が存在しています。

国際連合においても、本問題の解決が世界の平和の発展につながるという認識のもとに、平成2年(1990年)を国際識字年と定め、平成12年(2000年)までに読み書きのできない人々をなくす行動計画を策定することなどを決議しています。

本指針は、このような識字問題の重要性を認識し、非識字を克服するための施策の方向や取組を明らかにするとともに、市民の識字に関する認識

たか
けいはつつどう
じしゅてき
しょうがいがくしうかつどう
しえんなど
しさく
すいしん
を高めるための啓発活動、自主的な生涯学習活動の支援等の施策を推進す
ることを目的とします。

1 識字の概念

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）においては、識字について日常
生活における短い簡単な文章の読み書きができる人を識字者、できない人
を非識字者と定義しています。

しかし、識字の概念については様々な見解があり、また、その概念は時
代とともに変化しています。識字とは「文字の読み書きに不自由しない」
ということです。その基準となる定義は、「自分の名前が書ける」「あいうえおが書ける」という初歩的な段階から、新聞が読めて、その意
味が理解できるかどうかという社会とのつながりの中で考えていくといわ
れています。文字を習得する権利を奪われるということは、単に読み書き
に不自由しているということだけではなく、学習者の社会的な関係も含め
た日常生活のあらゆる場面で及ぶものとも考えられます。

あわせて現代においては、機能的識字という考え方が出され、複雑な社
会の要請に対応するために十分な識字レベルに達しているかということも
新しい問題となっています。

すなわち、文字の読み書き、計算の能力・コミュニケーションできる能
力・社会参加において技能を発揮する能力をも含める方向もあります。

また、視覚障害者における点字、聴覚障害者における手話も識字の概念
に入れるべきであるという考え方もあります。

本指針の策定にあたっては、基本的には識字の概念を、「日常生活におけ
る文字の読み書き」とします。そして、それは社会の構成員として、基

ほんてきじんけん かくとく ちしき ぎのう たいど み せいじん きそきょう
本的人権を獲得するための知識・技能や態度を身につけていく成人基礎教
いく にもつながるものと考えます。

2 推進指針の策定にあたって

せかいじんけんせんげん こくさいじんけん きやく なか きょういく う けんり なんびと うば
世界人権宣言や国際人権規約の中では、教育を受ける権利は何人も奪わ
れることのない権利とされていますが、識字問題は差別や貧困などの結果、
きほんてきじんけん ふか もんだい
教育を受ける権利を奪われてきたという基本的人権に深くかかわる問題で
す。

こくさいれんごう へいせい ねん ねん こくさいしき じねん さだ せかいじゅう
国際連合では、平成2年（1990年）を国際識字年と定め、世界中のすべ
ひと もじ よか うんどう てんかい
ての人が文字の読み書きができるように運動を展開しています。
わくに しきじ もんだいかいつけくに ちほうこうきょうだんたい みんかん
我が国においても識字問題解決にむけて、国・地方公共団体・民間がそ
たちはとく
れぞれの立場で取り組んでいます。

ほんし へいせい ねん ねん まな よろこ ほこ ゆた
本市においては、平成10年（1998年）に「学ぶ喜びをまちの誇りや豊か
けつじつ すいしんもくひょう いはらき しょうがいがくしゅうすいしんけいかく
さに結実していく」ことをその推進目標とした「茨木市生涯学習推進計画」
を策定しました。その中には、学ぶ機会の充実・支援として、「中国を始め
かいこく きごくしゃ とにちしゃなど たい いぶんか りかい にほんごきょういく
とする外国からの帰国者や渡日者等に対する異文化理解や日本語教育の
もんだい ひとびとなど まな きほん にんげん そんげん
問題、さらには差別や貧困、あるいは障害を理由として教育の機会から疎
がい ひとびとなど まな きほん にんげん そんげん
外されてきた人々等に学ぶための基本として、人間としての尊厳にかかわ
じゅうだい もんだい もじ よき まな しきじ がつきゅう じゅうじつ
る重大な問題としての文字の読み書きを学ぶための識字学級の充実という
かだい か いはらき しじんけんそんちょう
課題があります」と書かれています。また、「茨木市人権尊重のまちづくり
じょうれい せいてい じんけんきょういく こくれん ねん いはらき しこうどうけいかくおよ じっしけいかく
条例」を制定、「人権教育のための国連10年」茨木市行動計画及び実施計画
を策定し、人権の視点にたったまちづくり施策を推進しています。

こくさいしき じねんさいご とし じんけん ふへんてきぶんか そうぞうおよ しょがいがくしゅうしやかい
国際識字年最後の年に、人権という普遍的文化の創造及び生涯学習社会
じつげん にんしき しきじ もんだい ひしきじ こくふく いはらき
の実現をあらためて認識し、識字問題である非識字の克服にむけて「茨木

し しきじ し さくすいしん し しん さくつい
市識字施策推進指針」を策定しました。

3 基本認識

(1) 世界・日本・大阪府

<世界>

ユネスコは、平成2年(1990年)に世界の識字状況についての集計を行っていますが、それによると世界の15歳以上の人々のうち4人に1人、約9億6千万人は非識字者(日常生活における短い簡単な文章の読み書きができるない人)といわれています。そして、これらの人々の多くは、アジア、アフリカ地域に集中しています。また、日本を含む先進諸国においても約2千万人の非識字者がいると推計されています。

<日本>

日本における識字問題では昭和39年(1964年)のユネスコの調査に対し、文部省は「日本では識字問題は完全に解決済みである。……現状においては、識字において、識字能力を高めるために特別な施策をとる必要はまったくない」と回答しています。

しかし、差別と貧困のため、学校に行けなかった人々や、戦争による社会的混乱で学校教育が受けられなかつた人々等、今も読み書きに不自由している人々が現実に存在しています。平成2年(1990年)の国勢調査の未就学者数(15歳以上)は、約21万人となっています。このような数字から推測しても、特に高齢者の中には、かなりの数で日常生活において文字の読み書きや数の計算に不自由している人々がいると考えられます。部落差別や貧困等により文字の読み書きに不自由している人々や障害を理由と

して教育の機会から疎外されてきた人々、日本に在住する韓国・朝鮮人を中心とした在日外国人、中国を始めとする外国からの帰国者等、識字教育を必要とする人々は多数存在しています。さらに、近年におけるわが国の国際化の進展の中で、渡日者も急激に増加しています。

現在、高齢者や外国人の人だけでなく、若年者の中にも学校、地域、家庭におけるいじめ、不登校や様々な背景の中で、基礎学力が十分習得されないまま義務教育を終了せざるを得ない人もいるという問題もあります。

文字の読み書きに不自由している人々に対する識字施策の推進は、基本的人権を保障するために極めて重要です。

<大阪府>

大阪府における非識字者の正確な実態は明らかではありませんが、平成2年（1990年）に行われた国勢調査の未就学者数は、昭和55年（1980年）の調査結果と比較して、約3千人減少していますが大阪府全体で約1万5千人であります。その後の識字の取組により、数的には減少していると考えられますが、これらの人々が非識字者である可能性が高いと思われます。

平成8年（1996年）に実施された「識字学級調査」「学習者調査」の結果から、地区の学習者の8割が女性であり、50歳以上の人人が7割です。外国人の学習者は、全体の5割です。すなわち、学習者の大半は女性であり、高齢化や国際化も進行中といえます。

(2) 茨木市の現状

<同和地区での識字>

平成2年（1990年）に行われた国勢調査の茨木市の未就学者の数は214

人となっています。本市においてもこの人たちが非識字である可能性が高いといえます。

長い間の部落差別の結果として、教育の機会が十分に保障されず、文字の読み書きに不自由してきた人々が、部落解放運動の中で識字に対する取組として、「文字の習得を通じて、差別からの解放と人間性を取り戻す嘗み」の識字活動が進められてきています。沢良宜地区では昭和40年（1965年）に識字活動が地区の集会所で始められました。その後、昭和47年（1972年）に道祖本解放会館で道祖本地区識字教室「かがやき」が、昭和48年（1973年）に沢良宜解放会館の開館をきっかけに、解放会館での識字学級「さわらぎ」が開講されました。さらに、昭和49年（1974年）に総持寺解放会館での識字学級も始まりました。

地区の識字学級では、自分の今までの生活を一文字一文字綴る学習や識字学級生の思いをこめた共同作品の制作等創意工夫をこらした活動も行われています。また、三地区の識字活動の情報交換、相互の研修を目的とした三地区識字学級宿泊経験交流会、府識字学級経験交流会等に参加し、交流や学習を深めています。そして、文字の読み書きの学習を通して、自らの生活や文化を高めることを目的とした学習を行う中で、単に読み書きの習得にとどまらず、自らの生いたちを綴り、語ることを通して、実態の中にある差別に気づき、人間の自立と解放をめざして学習を積んできています。また、同和対策事業の成果を踏まえて識字学級も地区住民だけを対象にするのではなく、平成11年（1999年）には、解放会館が「いのち・愛・ゆめセンター」と名称も変更し、幅広く市民を対象にした識字学級の展開の場となっています。

各いのち・愛・ゆめセンターでは、平成11年（1999年）に新しく識字学

級の中に日本語教室ができ、中国を中心に多くの外国人人が、学習しています。今後も在日外国人の日本語教室への受講が増加していくと思われます。

<社会教育施設等での識字>

国際識字年をきっかけにし、平成3年（1991年）に中央公民館において、「誰もが読み書きできる社会の実現」をめざして、読み書きに不自由な日本人及び在日外国人の成人を対象に識字学級を開設しました。

平成11年（1999年）3月末の本市における外国人登録人口は約2千400人で、韓国又は朝鮮、中国をはじめとするブラジル、フィリピン等の世界各国の人々が居住しています。現在中央公民館では、多くの人が受講しています。そのうちの約8割は外国籍の人々であり、日本人と共に学習しながら相互交流を行い、外国人の日本での生活を支援する「日本語読み書き学級」を展開しています。また、視覚障害、聴覚平衡・音声言語障害で約1千400人が身体障害者手帳を所持しています。障害者を含むすべての市民が安心して暮らせる社会の実現をめざして、市民及び職員に対する啓発を行ふとともに、点字・手話等の講習会を開催し、障害者の自立と社会参加を促す取組を進めています。

4 識字施策の基本方向

(1) 同和問題と識字

同和地区の識字は、単に文字の読み書きを身につけることだけを意味するのではなく、生いたちを語り合い、綴ることを通して、「奪われた文字を奪いかえす」という取組です。つまり、識字に参加し「文字を取り戻す

「営み」そのものが差別との闘いでありました。そして、部落差別の解消と地区住民の自立へむけ大きな貢献をしてきました。

また、解放会館の開館をきっかけとして、識字活動が高まり、同和地区の識字は、単なる文字の読み書きだけでなく、より生活に密着した資格取得(自動車免許や調理師免許など)のための学習がもう一つの原動力となつて発展してきました。

同和地区の識字学級は、識字の取組の中で、先駆的かつ重要な役割を果たしてきました。現在三地区では、33人の人々が学習を続けています。同和地区においては、今なお文字の読み書きに不自由している人々が存在しています。今後とも、文字の読み書きに困っている人々の実態の把握に努めていきます。また、学習内容の検討や受講生の高齢化や多様化するニーズに伴う質的な変化に応えていく中で、その効果的な運営により、今後も非識字者の解消に努めています。

(2) 在日外国人問題と識字

本市には、約2千400人の外国人が居住していますが、その中でも、在日韓国又は朝鮮、中国の人々が多数を占めています。最近では、欧米や南米、アジア諸国からの新たな渡日者も増え、定住する外国人も多くなってきました。このように国際化がますます進展している状況の中で、これらの在日外国人は、地域社会との接点が少なく孤立しがちであるといわれています。こうした外国の人々が、地域社会とのつながりを深め、コミュニケーションを図ることができるよう日本語習得のための学習機会を支援するよう努めています。

そこで、本市では、中央公民館及びいのち・愛・ゆめセンターで日本

語教室を開講しています。ここでは、平成11年（1999年）現在、80人以上の人々が学習しており、日本語の習得だけでなく、日本で暮らす同じ立場の人々との交流の場ともなっています。しかしながら、ほとんどの人は、買い物、病院、子どもの就学、仕事等の日常生活の問題を抱えながら教室に通っています。そのため、講師は日本語の指導だけでなく、学習者の悩みや相談などの多様な対応も行っています。今後、さらに進展すると予測される国際化に伴う新たな識字施策については、人と人が豊かに交流できるように進め、本市に居住する外国人の人々と、どのように、共に生活していくかという基本的な問題について市民が理解を深めていけるように努めています。

(3) 障害者問題と識字

障害者施策については、「茨木市障害者施策に関する第二次長期計画」に基づき行っています。障害のある人もない人も区別なく、地域社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会をめざしています。このため、障害のある人の識字については、識字・非識字ということだけにとどまらず障害者施策の推進に取り組み、特に現行の朗読・点訳ボランティア、手話通訳者等の各種養成制度を充実し、点字・手話等の各種講座の推進を図り情報提供に努めます。視覚障害者用の「点字広報」、「声（テープ）の広報」の発行をはじめ、中央図書館において録音図書及び点字図書の発行貸出、対面朗読、また、朗読ボランティア養成講習会等を開催しています。さらに障害福祉センターハートフル等において点字、手話、要約筆記等の講習会を開催しています。

(4) 識字指導者養成と学習方法の確立

識字学習の推進においては、指導者の果たす役割は大きいものがあります。非識字者には、その実態についてそれぞれの背景があります。その背景の違いとともに生活体験の違い、学習経験の違いなどが学習者一人ひとりの識字能力の違いになります。

この違いを大切にしつつそれぞれに応じた効果的な識字学習の展開を図るためにには、多くの人にとって学習者と指導者とが1対1や少人数での学習指導が必要となってきます。それで、学習者は識字学習はもちろんのこと日常生活の悩みを相談したり、指導者も学習者の話を聞き、共に学び合うという心の通った人間関係を作っていくける指導者の養成を考えていかなければなりません。また、学習者相互の学び合いや交流も大切にし、学習の方法に工夫を図っていきます。

また、今後は識字学級から育ってきた人材の指導者への活用も進めています。学習内容や方法などについては、自由で創造的な取組が自主的、自発的に継続して行えるような運営体制の充実を図り、また、学習ニーズに合わせた個別学習や集団学習を進めるための指導方法や学習内容、教材などについての工夫を図ります。

(5) 識字ネットワーク形成

大阪府の識字ネットワークについては、大阪国際識字年推進大阪連絡会を中心にして、府内の各識字学級の交流が民間レベルとして行われています。大阪府では、大阪府識字教育担当連絡会議が、担当者のネットワーク化を図るために設置されました。

本市では、いのち・愛・ゆめセンターの識字学級において地区ごとに文

かせいゆた どくじ しきじかつどう てんかい うんえいたんとうしやせきにんしゃかい なか
化性豊かな独自の識字活動が展開されており、運営担当者責任者会の中で
かつどうじょうきょう じょうほうこうかん きょうぎ おこな しゃくはくけいけんこうりゅうかい ふしきじがつきゅうけい
活動状況の情報交換や協議が行われたり、宿泊経験交流会、府識字学級経
けんこうりゅうかい さんかなど そうご こうりゅう つづ
験交流会への参加等で相互の交流が続いています。

しきじ しさくすいしん し しんさくせい しきじ すいしん いいんかい ちようない そしき
また、識字施策推進指針作成にあたって識字推進委員会が府内に組織さ
れたことで、いのち・愛・ゆめセンターだけの交流ではなく、中央公民館
にほんこよ かがつきゅう たんどうしや こうりゅう ひろしきじ かんけい かれん
での日本語読み書き学級の担当者との交流や広く識字に関する課との連
けい じょうほうこうがんなどかんけいか たんどうしや ちようない すいしん し さく
携、情報交換等関係課での担当者の府内ネットワークもでき、推進施策の
きょうぎ けんとう すす
協議や検討が進められるようになってきました。

こんご ちようないすいしん そしき ちゅうしん なか しきじ すいしん
今後も府内推進組織を中心としたネットワークの中で、識字推進のため
の施策を考えていくことが重要であります。そして、関係機関や組織、施
せつ し どうしゃなば かんけいしやかん こうりゅう れんけい はか
設、指導者等の関係者間の交流と連携を図っていきます。

5. 今後の課題

(1) 生涯学習と識字

じょうわねん ねん ねん こくさいせいじんきょういくかい がくしゅうけん じゅうようせい
昭和60年(1985年)、ユネスコ国際成人教育会議は、学習権の重要性を
さいかくにん ひとひと しようがい がくしゅうかつどう い ふかけつ けんり
再確認し、人々の生涯にわたる学習活動を、生きるために不可欠な権利、
すなわち基本的人権としてとらえ、それを保障すべきことを宣言しました。
せんげんぶん にんげん よ はき けんり がくしゅうけん
この宣言文では、人間が「読み、書きできる権利」を学習権のひとつとして
さいしょ りやく じぶんじしん れきし けんり きょういく て
最初にあげ、「(略) 自分自身の歴史をつづる権利であり、教育の手だて
え けんり こじん しゅうだん りきりょう はったつ けんり がくしゅう
を得る権利であり、個人および集団の力量を発達させる権利である。学習
けん ひ ぶんかてき みん にん
権はきたるべき日のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。人
げん せいぞん ふかけつ どうぐ
間の生存にとって不可欠な道具である。」と言われています。

ほんし じょうがいがくしゅうすいしんけいかく りやく ちゅうごく はじ がいこく
また、本市生涯学習推進計画には、「(略) 中国を始めとする外国からの

帰國者や渡日者等に対する異文化理解や日本語教育の問題、さらには差別や貧困、あるいは障害を理由として教育の機会から疎外されてきた人々等に、学ぶための基本として、人間としての尊厳にかかわる重大な問題としての、文字の読み書きを学ぶための識字学級の充実という課題があります」と書かれています。

これらのことから明らかなように、識字とは生きるために必要な学習を保障することであり、それは基本的人権の保障であります。生涯学習は、市民の自主的、自発的な自己実現にむけての行動であるとともに、その学習課題はすべての生活や生き方に関わることであり、積極的な支援が必要です。

本来、義務教育において非識字者を出さないことが基本であります。しかし、識字学習の対象者の現状をみると、現実には差別や貧困の結果として学校へ行く機会を奪われた人々がいます。また、義務教育を終了しているにもかかわらず、不登校や障害等様々な事情により学校での基礎教育が不十分な人々もいます。さらにまた、社会の国際化に伴い、在日外国人にむけての日本語習得などもますます必要とされています。

いのち・愛・ゆめセンターと中央公民館等での識字学級を成人基礎教育の一つとしての生涯学習としてとらえ、学びたい人への支援と学ぼうとする意欲を育てるための推進活動の充実が課題となります。

(2) 啓発活動と識字活動の推進

識字の概念や実態、取組については、社会の中で十分理解されていないことから、機会あるごとの啓発が必要です。また、文字が読み書きできて当然という社会通念を問い合わせし、分かりやすい表記や表示、ふりがなサー

ビスや公共施設の絵による案内等の定着を図りながら、市役所等の窓口対応などにおいては、創意工夫を行い、非識字者にも暮らしやすい社会の実現に努めることも必要です。

また、読み書きができないことで、不利益を受けている状況があることを正しく認識してもらうためにも、識字施策の推進を図るとともに、識字学級への参加を促し、文字を獲得する取組を積極的に進めています。そして、市民に対する広報広聴活動の工夫を図り、さまざまな識字学習の充実に努めて、識字問題の解決にむけて努力を続けます。

また、指導者は、識字問題に深い理解と情熱をもち、識字学習者一人ひとりの生活経験や学習経験の違いに応じた指導を展開しつつ、自らも学習者とともに学ぶことが大切であり、そのような指導者を養成する必要があります。

指導者には、現在教職員が中心になっていますが、今後開講時間の問題や、学習者の増加に伴い、理解のある指導者を広く確保していくことも重要となっています。民間の識字ボランティア活動や外国人労働者を雇用している企業等との交流も今後考慮していく必要があります。

識字に関する施策は、関係課が広範囲にわたっているので、識字推進委員会を中心として、関係部局、機関等との連携と交流を進め、推進活動の充実を図ります。

茨木市識字推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 国際識字年の趣旨に鑑み、本市における総合的な企画、調整及び推進を行うため、茨木市識字推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 識字に関する施策の検討・研究及び推進に関すること。
- (2) 識字問題についての職員並びに市民への啓発に関すること。
- (3) 識字に関する関係部課間の連絡調整に関すること。
- (4) その他識字問題に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、別表(1)に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 推進委員会は、会長、副会長及び委員で構成する。
- 3 会長は、教育委員会担当助役をもって充てる。また、副会長は教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進委員会は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進委員会の円滑な運営に資するため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表(2)の職にあるものをもって組織する。
- 3 幹事会は、生涯学習部長をもって充て、幹事会を招集し、主宰する。
- 4 幹事会に、推進委員会担当者会を設置する。
- 5 推進委員会担当者会は、別表(3)にあるものをもって組織し、生涯学習課長は招集し、主宰する。

(事務局)

第6条 推進委員会の事務局は、教育委員会生涯学習部生涯学習課に置く。

附 則

この要綱は、平成10年12月18日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

別表(1) 推進委員会委員

会長助役
副会長 教育長
委員 総務部長
市民生活部長
健康福祉部長
人権部長
学校教育部長
生涯学習部長

別表(2) 幹事

幹事長	生涯学習部長
総務部	広報広聴課長
市民生活部	市民活動推進課長 商工労政課長
健康福祉部	障害福祉課長 高齢福祉課長
人権部	人権同和課長 豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 男女共同参画課長
学校教育部	学校人権教育課長
生涯学習部	生涯学習課長 中央公民館館長

別表(3) 推進委員会担当者会

市民活動推進課	(1)
商工労政課	(1)
障害福祉課	(1)
高齢福祉課	(1)
人権同和課	(1)
豊川いのち・愛・ゆめセンター	(1)
沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	(1)
総持寺いのち・愛・ゆめセンター	(1)
男女共同参画課	(1)
学校人権教育課	(2)
生涯学習課	(2)
中央公民館	(1)

いばらきしきじしきさくすいしんしじん
茨木市識字施策推進指針

へいせいねんねんがつ
平成13年(2001年)4月

はつこういばらきし
發行 茨木市
じむきょく いばらきしきょういくいんかい
事務局 茨木市教育委員会
じょうがいがくしゅうぶ じょうがいがくしゅうか
生涯學習部 生涯學習課